



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆強引な訪問購入にご用心！
- ◆平成 25 年度宮城県消費生活センター概要
- ◆夏の製品事故に気をつけましょう
- ◆宮城県消費生活センターからのお知らせ

8 August
月号

第 53 号



強引な訪問購入にご用心！

宮城県消費生活センターには、訪問購入に関する相談が寄せられています。全国的に訪問購入に関するトラブルが多いことから、平成25年2月に特定商取引法が改正され、クーリング・オフが適用され、また、飛び込み勧誘などが禁止されるようになりました。実際にセンターに寄せられた事例を紹介しますので、トラブルに巻き込まれないための参考にしてください。



「不要な着物を買います。」と突然女性から電話があり、処分したいと思っていた着物があったため来訪をお願いした。当日、男性が訪れ、「貴金属はないか？」と強い口調で何度も言われ、断り切れず仕方なく指輪を見せると5,000円を置いて指輪を持ち帰ってしまった。指輪を取り返したいが、業者の氏名も会社名も聞いておらず、書類も受け取っていない。

トラブルに遭わないため

- 査定だけと思っても断れない場合があります。売る気がなければ**キッパリと断りましょう。**
- 自分から業者を呼んだ場合でも**一人で対応しない**ようにしましょう。
- 契約した時はしっかり「**契約書面**」を受け取り、大切に保管しましょう。
- 契約書面を受け取った日を含めて8日間は**クーリング・オフ**することができます。その**期間内は品物の引き渡しを拒む**ことができますので、不安や迷いがある場合は品物を引き渡さず、本当に売るかよく考えましょう。（※自動車やCDなど適用除外の商品もあります。）
- しつこく勧誘されたり、脅されたりしたらすぐ**最寄りの消費生活相談窓口へ**相談しましょう。

平成25年度宮城県消費生活センター概要

昨年度より相談件数が1,197件増加 特に高齢の方からの相談が急増！全体の約3割に！

平成25年度に宮城県消費生活センターと県内6ヶ所の県民サービスセンターに寄せられた相談は9,639件に上り、昨年度より1,197件増加しました。

平成25年度の相談で最も多かった相談はデジタルコンテンツ（インターネット上で提供される情報）に関するもので、この中にはアダルト情報サイトなどのワンクリック請求や、有料サイトでの高額請求などの相談が含まれます。このデジタルコンテンツに関する相談は20歳未満から60歳代までの世代で1位の内容になっています。



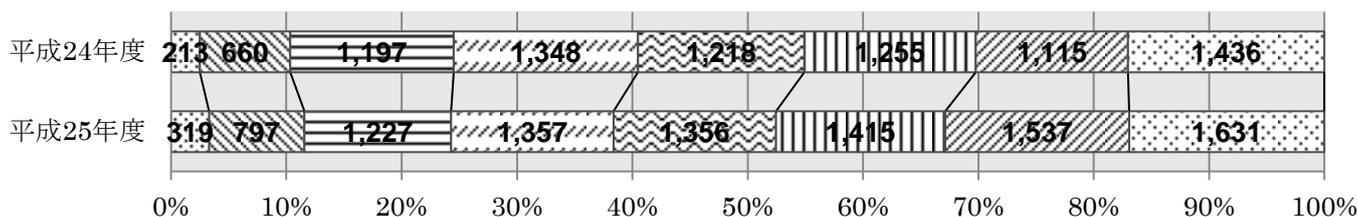
●相談内容別件数（上位3位まで）●

順位	商品・サービス名	相談件数	相談内容
1	デジタルコンテンツ	1,561	携帯やスマートフォン、パソコンを使用した出会い系サイトなどのワンクリック請求に関する相談など
2	フリーローン・サラ金	538	多重債務やヤミ金に関する相談など
3	不動産貸借	480	賃貸アパートなどの退去に伴う原状回復に関する相談など



年代別に見ると70歳以上からの相談が1番多く、次いで60歳代となり、高齢の方からの相談が増加しました。高齢の方は、自宅にいたることが多いため、電話勧誘や訪問販売によるトラブルに巻き込まれやすい環境にあたり、主に高齢者を狙った悪質商法（特に平成25年度は健康食品の送り付け商法）も増えていることから、日頃からの周囲の見守りが大切です。

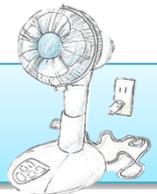
●年代別相談件数と割合●



□20歳未満 □20歳以上 □30歳以上 □40歳以上 □50歳以上 □60歳以上 □70歳以上 □不明



夏の製品事故に気をつけましょう



今年も暑い夏がやってきました。暑さ対策として、冷房機器などを使う機会が増えてきているのではないのでしょうか。しかし、その取扱いには十分な注意が必要です。今回は夏に発生しやすい製品事故の事例をご紹介します。しっかり学んで楽しい夏を過ごしましょう

電源プラグから発火

事例
スイッチを入れていなかったエアコンの電源プラグから発火し、カーテンが焦げた。(2010年8月 兵庫県)

原因
電源プラグをコンセントに長期間差し込んだままだったため、電源プラグにほこりや湿気等がたまり、トラッキング現象が発生して発火したものです。

定期的に電源プラグを抜いて、ほこりがたまらないように清掃してください。長期間使用しないときは、コンセントから電源プラグを抜いてください。

次の症状がみられたら使用を中止してください。
①電源コードやプラグが異常に熱い
②焦げ臭い
③ブレーカーがひんぱんに落ちる

エアコン洗浄は、注意書きをよく読んで正しく行ってください。



冷却用スカーフで皮膚炎

事例
冷却用スカーフを首に巻いて使用したところ、皮膚炎を発症した。(2012年7月 京都府)

原因
冷却用スカーフに含まれる成分により接触皮膚炎を発症したものと考えられます。

・肌につけただけで、ひんやりとした感触が得られるスカーフや冷却マットなどで運搬やかぶれの事故が起きています。時計のバンド部分、眼鏡、水着や下着などでも皮膚炎を発症することがあります。
・汗をかきやすい夏は皮膚障害が起きやすくなります。症状がでたら、すぐに使用を中止して専門医の診察を受けてください。




扇風機から出火して全焼・やけど

事例
使用中の扇風機付近から出火し、住宅を全焼して1人が重度のやけどを負った。(2011年7月 宮城県)

原因
30年の長期使用により、部品が異常発熱し、スパークが発生して周囲のほこり等に着火したものです。また、スイッチを入れたまま、その場を離れていました。

次の症状がみられたら使用を中止してください。
①スイッチを入れてもファンが回らない
②ファンの回転が遅かったり、不規則だったりする
③モーター部分が熱い、焦げ臭い
④モーターから異常な音がする
⑤コードが折れ曲がったり破損している
⑥スイッチを入れても回らないが、叩くと回り出す

【NITE再現実験】
コンデンサーから煙が出て着火しました(写真下)。炎で溶けた樹脂が布団に落ちて燃え広がりました(写真右)。




出展：独立行政法人製品評価技術基盤機構 (nite) 「夏 暮らしの中のかくれた危険」



宮城県消費生活センターからのお知らせ

宮城県消費生活センターでは、消費者被害防止を目的とした啓発用DVD・ビデオ・パネルを無料で貸し出ししています。貸出物は宮城県消費生活センターのホームページでご紹介していますので、ぜひご覧ください。

借り方

- ①借りたい物品を決める
- ②借りたい日に物品があるか右記申込み先に確認する
- ③貸出申込書を記入し、FAX又はメールで送付する

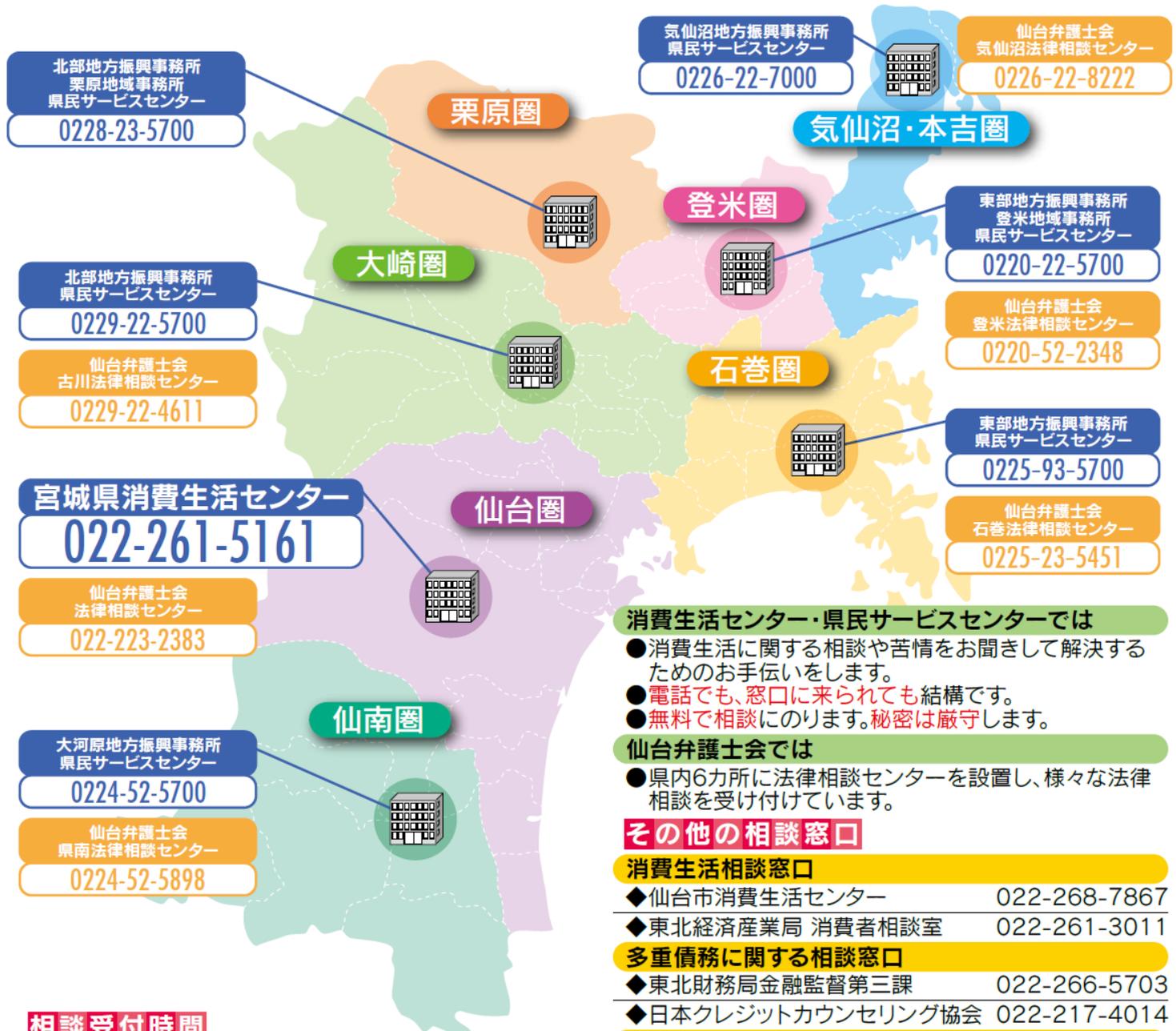
お申込み先

宮城県消費生活センター（宮城県環境生活部消費生活・文化課相談啓発班）
TEL：(022) 261-5164
FAX：(022) 211-2959
Mail：syoubuns@pref.miyagi.jp

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

- その他の相談窓口**
- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
 - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

